

第 86 号議案

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年加東市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 3 号中「第 4 3 条第 3 項」を「第 4 3 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 86 号議案 要旨

加東市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

用語の定義に係る文言を改めること。（第 2 条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(22) (略)</p> <p>(23) 特定地域型保育事業 法第43条第2項に規定する特定地域型保育事業をいう。</p> <p>(24)～(29) (略)</p>